

## 佐那河内村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年8月21日（月）午後2時45分から午後4時10分

2. 開催場所 佐那河内村農業総合振興センター 2階西会議室

3. 農業委員（10人）

会長	1番	星山隆啓
会長職務代理者	2番	山本光雄
委員	3番	日下正人
	4番	笠井博美
	5番	國原和彦
	6番	長江操
	7番	大西克史
	8番	森本允補
	9番	大仲香織
	10番	松長護
農地利用最適化 推進委員（4人）	高樋地区 嵯峨地区 宮前東地区 宮前西地区	11番 河原功 12番 大岩和久 13番 池田吉信 14番 中野實

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案の上程

議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による佐那河内村農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第18号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について

議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本利也

書記 瀧倉裕介

## 7. 会議の概要

- 事務局 ただ今から、平成29年度8月総会を開会いたします。  
はじめに、星山会長よりご挨拶をお願いいたします。
- 会長 (挨拶)
- 事務局 ありがとうございました。
- 本日の出席委員は、全委員10名が出席しておりますので、総会は成立しております。
- それでは、佐那河内村農業委員会会議規則により、議事の進行を星山会長にお願いいたします。
- 議長 それでは、佐那河内村農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。  
(異議なし)
- それでは、2番 山本光雄委員、3番 日下正人委員にお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には、事務局職員の瀧倉裕介さんを指名いたします。
- それでは、日程第3の議案第16号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「佐那河内村農用地利用集積計画（案）の決定について」を、議案に供します。
- 事務局より、議案第16号の朗読と説明をお願いします。
- 事務局 議案書の1ページをご覧ください。今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、1議案3件でございます。議案第16号は、すべて地権者から賃借人に直接権利を設定する件です。
- 佐那河内村長より平成29年8月14日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権の再設定の計画が3件で、面積は、5,380 m<sup>2</sup>です。
- 【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】
- 整理番号1の権利の種類につきましては賃貸借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、██████████の████さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、██████████の████さんです。土地の所在地については、████26番1、現況 煙、1,446 m<sup>2</sup>、████62番、現況 煙、1,464 m<sup>2</sup>で、利用目的は苺です。借賃については、10aあたり████26番1が69,156円、████62番が68,306円であり、2筆で200,000円になります。始期は平成29年9月1日から終期は平成34年8月31日の5年契約です。
- 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
- 議長 私の方から説明いたします。場所は、資料の1ページの████を南に下つて右側の2件目にあるのが、████62になります。それと、████を渡り、左手方向にある████の手前が████26番1になります。2つとも苺のハウスで今の時期は整備中ですが、綺麗に管理されています。████さんは市内の方で土地と建物を持っており、████さんが借りており、今回再設定となりました。よろしくお願ひします。

- 議長 今の説明でどうですか。何かご質問はありますか
- 14番 言うことなしですね。
- 議長 それでは、整理番号1について、ご異議ございませんか。  
(異議なし)
- 議長 異議がないと認めますので、整理番号1は原案のとおり決定いたしました。  
続いて整理番号2について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 整理番号2の権利の種類につきましては賃貸借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[REDACTED]の[REDACTED]さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[REDACTED]の[REDACTED]さんです。土地の所在地については、[REDACTED]1番、現況 畑、1,418m<sup>2</sup>で、利用目的はすだちです。借賃については、10aあたり10,000円になります。始期は平成29年9月1日から終期は平成31年8月31日の2年契約です。
- 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
- 議長 これも私の方から説明いたします。場所は、地図の2ページになります。地図では、山の真ん中になりますが、[REDACTED]にいく、[REDACTED]に行く所の交差点を上に600m程進んだ所を左に降りて100m程下った所を上に200m程進んでいきます。この前の農地パトロールで行きましたが、道はかなり行き難いところですが、上がりきれば1反半程の農地があり、綺麗に下草の管理されています。すだち自体は鹿にやられており鹿の首から下の方はない状態でした。■さんは再設定とすることで、よくやつていただいていると思います。なかなかあそこまで行ってするのは大変だと思います。よろしくお願いします。
- 何かご質問はありますか
- 10番 道路があるように思えないのですが。どうやって行っているのですか。
- 議長 道路はあるのはあります。
- 2番 なかなか口でいいあらわせないような道ですが。
- 14番 軽トラぐらいは通れるのですか。
- 2番 軽のハコバンで行ったのですが、いろんな所には行っているのですが、びっくりするような所です。
- 14番 ■は随分上ですね。
- 13番 ■に行く本通りからはすぐ近くですが、そこに行く上からの道がないので一旦下に行ってから登っていく必要があります。昔は下に何件か共同で畑があったから、そこを通って対象の畑に行っていました。自分の所の畑に行ってから、対象の畑に行っていました。
- 議長 今は一人で軽トラでいくのは怖いくらいです。
- 14番 管理に必要な水はあるのですか。
- 13番 あります。
- 2番 通る時も舗装は出来ていました。ただ、台風で杉の枝やが一杯です。

- 14番 道を刈り上げしていかないと行けませんか。
- 議長 除けて行けば大丈夫です。
- 13番 いつも杉の枝等は除けて行くのが大仕事になります。
- 14番 補装の状況は、どうですか。
- 議長 途中だいぶ痛んでいる所があります。
- 2番 園地自体は平で綺麗な所ですが、鹿が下半分ぐらい食べていました。
- 14番 これからも荒らさずに作ってくれればいいですね。 [REDACTED] にあるのですか。すごい遠いところにあるから。反対側からは行くことができないのですか。
- 12番 [REDACTED] の方からは行くことはできません。
- 議長 それでは、整理番号2について、ご異議ございませんか。
- (異議なし)
- 議長 異議がないと認めますので、整理番号2は原案のとおり決定いたしました。
- 統一して整理番号3について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 整理番号3の権利の種類につきましては使用貸借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、未相続地のため [REDACTED] の [REDACTED] さんと [REDACTED] の [REDACTED] さんの2名による共同申請で、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、 [REDACTED] の [REDACTED] さんです。土地の所在地については、 [REDACTED] 9番、現況 畑、963m<sup>2</sup>、 [REDACTED] 13番、現況 畑、89m<sup>2</sup>で、利用目的はすだちです。始期は平成29年9月1日から終期は平成34年8月31日の5年契約です。
- 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
- 議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。
- 補足説明がありましたら、あわせてお願いします。
- 3番 場所は、資料の3ページになります。 [REDACTED] を [REDACTED] から [REDACTED] 方面に進み、 [REDACTED] の所を越えた右側の坂道を登って行った所にある自宅の前と右側が園地になります。 [REDACTED] での賃貸になり、再設定になります。
- 議長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか
- [REDACTED] さんは他に借りている所はありますか。
- 3番 莢のハウスを借りています。 [REDACTED] さんの所のハウスを借りています。
- 議長 こちらは [REDACTED] ですか。
- 3番 [REDACTED] です。
- 14番 [REDACTED] ですか。
- 議長 給付金を貰っているのではないですか。
- 14番 経営を別けているのですか。
- 【農業次世代人材投資資金制度について説明】
- 議長 再設定で管理はできているのですか。
- 3番 出来ています。
- 議長 それでは、整理番号3について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号3は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第17号「農地法第4条の規定による許可申請について」を、議案に供します。

事務局より、議案第17号の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをご覧ください。議案第17号の農地法第4条の規定による許可申請は、1議案1件です。

整理番号 1 の申請人の住所、氏名は、[REDACTED] の [REDACTED] さんで、  
土地の所在地については、[REDACTED] 45、現況 畑、297m<sup>2</sup>ほか3筆で、  
転用の目的は桜の植林です。今回の案件に関しましては平成26年に  
[REDACTED] 46番の一部と [REDACTED] 84番4の一部に桜の植林を行っております。

申請地の農地区分につきましては、農用地区域外であり、集団的に存在している農地その他良好な営農条件を備えている農地、いわゆる第1種農地には該当しません。また、転用計画においても、係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合の不許可要件については、該当しないと思われます。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願ひします。

8 番 ■さんは高齢化により今までのよう農業をすることが出来ないことと、子供も帰ってきて農業をしないということで、桜を植樹して管理していくとのことです。土地についても周りの農家に承諾を貰っています。田も水がないので耕作できません。隣で米を作っている■の■さんも水がないと言っていました。後継者もいない状態です。場所は、■から■の間にあり、■の倉庫がある所の手前になります。

14番 この状況では仕方がないのではないかですか。

8 番 農地は家の前に田と果樹があります。

10番 この道路沿いは桜の木が植わっている所ですか。

8 番 そうです。季節によっては自分で提灯を付けたりしています。

14番 そこの桜は増えるような感じですか。

8 番 そのような感じです。今はまだ体が動けるので管理できます。苺もしていますが、奥さんの体の調子が悪く、子供さんも村外にいるので、苺以外は辞めていくようです。その苺も少しづつ減らしています。桜の植林については近隣の同意書も貰っています。

14番 同意書まで貰っているのならばそれでいいのではないか。

8 番 場所も家の近くで行きやすいのですが、続けていくのは難しいとのことです。■の方にも田はあるのですが、そちらは川からのポンプアップがあるので耕作はしていくとのことです。

議長 いかがですか。

登記は法務局ですか。

## 2 番 地目変更についても。

事務局 登記関係は法務局になります。地目変更も農地転用の許可は県知事にありますので、村の農業委員会からの意見書を県へ送り、県知事から許可が下りましたら、県からの許可書を持って行って、法務局で登記手続きをします。

【転用手続き、添付書類、許可の流れについて説明】

議長 それでは、整理番号1について、ご異議ございませんか。  
(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、議案第17号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第18号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について」を議案に供します。

事務局より、議案第18号の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案第18号整理番号1と議案第19号「農地法第5条の規定による申請について」整理番号2につきましては、同一の案件であり関連をしておりますので、一括して説明をさせていただきます。

議案書の3ページから8ページをご覧ください。今月の農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請は、1議案1件で、議案第19号整理番号2は、使用貸借権による権利の設定に関する件です。

農地法第5条の規定による許可の農地転用事業計画変更承認申請とは、農地法第5条の規定による許可のあった事業について、転用許可を受けた後、許可に係る転用目的の達成が困難になったとして当該事業計画を変更しようとする場合には県知事の許可が必要です。本委員会で審査後に意見書を送付します。

事業計画変更申請者は、転用計画者である [REDACTED] であり、許可を受けた内容は、平成29年6月16日付徳島県指令農林第 [REDACTED] 号にて申請地である [REDACTED] 28番1の841m<sup>2</sup>の内200m<sup>2</sup>を駐車場に転用する計画でした。権利の内容は、10年間の使用貸借権による権利設定で、期間は許可後から平成28年10月31日までです。

事業計画の変更内容は駐車場を増加するために、転用面積を92.72m<sup>2</sup>追加することです。

続きまして、議案第19号整理番号2のの権利の種類につきましては、使用貸借権の10年契約であり、譲渡人の住所、氏名は、[REDACTED] の [REDACTED] さんで、譲受人の住所、氏名は、[REDACTED] の [REDACTED] です。申請地の所在地は、[REDACTED] 28番1、現況 畑、841m<sup>2</sup>のうち92.72m<sup>2</sup>で、転用の目的は駐車場です。

転用事由の詳細につきましては、[REDACTED] が [REDACTED] 86番地1の [REDACTED] に事務所を置きましたが、事務所には駐車場が少ないために本申請地を駐車場に整備するとのことで、県知事から許可を得て転用準備をしていましたが、事業所の流入台数が予測を上回っており、既許可分の200m<sup>2</sup>に今回の92.72m<sup>2</sup>分を追加で申請しています。

申請地の農地区分につきましては、農用地区域外であり、集団的に存在し

ている農地その他良好な営農条件を備えている農地、いわゆる第1種農地には該当しません。また、転用計画においても、係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合の不許可要件については、該当しないと思われます。

詳細につきましては、前体制時の平成29年5月総会時に駐車場として農地転用の審議をして、許可相当として県に意見書を提出しました。その後県より許可が下りまして、工事をする予定でしたが、想定よりも駐車場が必要と言うことで今回、駐車場の増設と言う形で再度申請がありました。

議長 私の方から補足説明をいたします。地図の4ページに [REDACTED] の後に [REDACTED] が出来まして、その駐車場を作りたいと申請が出ています。今年の1月に農振農用地の除外の申請があり、5月には既存部分の200m<sup>2</sup>分を使用貸借権を設定して、許可が下りています。今回追加として、西側に92.72m<sup>2</sup>分追加の申請をしています。

議長 何かご質問はありますか。

14番 ちょっと横に増やしただけですか。

議長 そうです。今年の5月にこの200m<sup>2</sup>分は済んでいます。

14番 最初からきちんとすれば良かったと言ふことですか。

議長 そうです。

14番 特に問題はないのです。

議長 どのような状況ですか。

事務局 入札をかけて、工事を止めている状況です。

2番 あの一角全て [REDACTED] さんですか。

議長 そうです。

事務局 【公図の写しと写真を使い、現地について説明】

駐車場は、当初8台を予定していましたが、今回は16台に増やしています。

8番 まあ、それぐらいはいるでしょうね。

10番 埋め立てになるのですか。

事務局 資料4の8ページの土地造成計画図をご覧下さい。工事内容は、厚さ4cmのアスファルト舗装になります。

議長 それでは、議案第18号整理番号1と議案第19号整理番号2について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、議案第18号及び議案第19号整理番号2は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に、議案第19号「農地法第5条の規定による申請について」を議案に供します。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の8ページをご覧ください。今月の農地法第5条の規定による許可申請は、1議案2件で、所有権の移転が1件、使用貸借権による権利の設定が1件です。

整理番号 1 の権利の種類につきましては、譲渡人の住所、氏名は、  
[REDACTED] の [REDACTED] さんで、譲受人の住所、氏名は、  
[REDACTED] の [REDACTED] さんです。申請地の所在地は、[REDACTED] 42 番 5、  
現況 田、459m<sup>2</sup>、[REDACTED] 42 番 8、現況 田、182m<sup>2</sup>で、転用の目的  
は駐車場、庭です。

転用事由の詳細につきましては、[REDACTED]42番地12と[REDACTED]42番地13の宅地と建物を購入したが、その土地だけでは手狭であるため、駐車場や庭として利用したいとのことです。

申請地の農地区分につきましては、農用地区域外であり、集団的に存在している農地その他良好な営農条件を備えている農地、いわゆる第1種農地には該当しません。また、転用計画においても、係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合の不許可要件については、該当しないと思われます。

議長 私の方から説明します。資料3の16ページに住宅地図がございます。場所は、[REDACTED]になります。[REDACTED]に狭い入り口だけの舗装した道があります。手前の15ページにあるように42-12が入り口になりますし、42-13が今宅地が建っています。今回申請するのが、42-5と42-8になります。42-12、13が平成2年に家を建てています。今年の1月に[REDACTED]さんの土地になっています。今回申請の出ている42-5と42-8は今年の1月に農振農用地の除外の申請が出ています。今回42-5と42-8は5条申請で宅地にして[REDACTED]さんから[REDACTED]さんへ売買で所有権を移転することになっています。42-5と42-8は田でしたが、今現在は農用地から除外されています。

14番 家の前から重機は入ることは出来ないのでは。

議長　入ることはできません。

2 番 小屋を壊したら、入ることはできるのでは。

14番 ここは昔行っていましたら、小屋を壊さないと入ることはできません。コンバインが入りかねたから、小屋は壊す必要があると思います。

2番 写真を見る限り、小屋は壊さないと無理だと思います。

議長 駐車場なので通るのは車だけでは。

事務局 駐車場と庭として申請は出ています。

6 番 家が近くにあります。■さんは■をしておりまして、資材を置いたいとの話があったそうです。住宅地の真ん中なのでゴミ等でそれをさせては困ると話し合いをしていたそうです。ちょうど42-8の横に用水がありまして、蓋をするような形で道を通る話があったみたいです。その話し合いの結果、このような形で申請が出てきたみたいです。

事務局 当初の話ですが、9ページの写真をご覧ください。当初は、写真中央の一段高い所から用水を跨いで、資材置場等にしたいと相談がありました。写真のとおり、道から1m程度の段差があり、用水を跨ぐような形で構造物を設置するには県の要領等により用水組合から許可を得る必要があります。結論

から言いますと用水組合から許可がいただけなかったみたいですので、42-8に面している道から構造物を建てることができないために入り口の方から入ってくる申請が出ています。

14番 今言われたように写真にある用水を跨いで入るのでなく、入り口の方から入り家の横から出入りするには小屋か車庫を壊さないと入るスペースはないと思います。42-11はどなたの所有になっていますか。

事務局 ■さんです。

14番 駐車場と庭ですが、42-5と42-8を転用するには大きな面積になりますね。

2番 仮に資材置場になっていたらどうなりますか。

事務局 今回は、庭と駐車場ということなので、資材置場になつていれば指導の対象になります。農地パトロールの時に状況を確認するしたりします。

2番 今回このような申請で来ているので、してもいいのにかつてには言えない。

10番 ただ、駐車場や庭にしては広すぎるような気もします。

14番 6畝か7畝くらいありそうです。

5番 ■さんの農地はこの2つですか。

事務局 この周辺にあるのはこの2つです。

5番 ■さんとしても、どちらかを残されても困りますね。家も農地も一括でということですね。

13番 家はもう■さんの物になっていますか。

事務局 家は農地ではないので、農地法とは関係はないので売買は既に終了しているみたいです。

14番 一括して購入しているのではないですか。

事務局 本人同士はそういう話でしたかったみたいですが、農地に関しては農業委員会に通さなければなりませんし、その前に両方の農地が農振農用地になっていますので、除外の手続きが必要です。そのために、宅地については先に売買をしましたみたいです。

#### 【農振農地用地と農地法5条申請について説明】

14番 農業委員会を通さないといけないので、まだ■さんの所有物ということでおよろしいでしょうか。

事務局 そうです。

14番 進入路については、家の前の車庫を壊さないと入ることができない。現状では、コンバインが精一杯だったと思います。

8番 それでは進入路としては使えない。

2番 農業委員会としては、駐車場や庭が資材置場になっているというならば、ともかく進入路についてはそれでいくと申請がでているならば、計画通りにしてくださいと言うしかないのではないか。

14番 今回の申請が出ている所も■さんがいらないと言えば、隣地の持ち主以外は入って行くこともできない所になるので、■さんも困るのではないか。

議長 隣地の人が耕作できないとか資材置場になっていれば指導をすることで。  
それでは、整理番号1について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、議案第19号は原案のとおり許可相当として  
県知事に意見を送付いたします。

次に、報告事項がありましたら事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知書、いわゆる合意解約の通知につ  
いて1件ございましたのでご報告します。

1件目につきましては、土地の所在地は、[REDACTED]326、現況 田、2  
94m<sup>2</sup>につきまして、賃貸人の[REDACTED]の[REDACTED]さんと、賃借人の  
[REDACTED]の[REDACTED]さんとの間で、利用権による賃貸借契約をしてお  
りましたが、平成29年8月9日付けで合意解約が成立し、平成29年8月  
9日付けで農業委員会に通知がありました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理  
しております。

議長 ただいまの報告について、いかがでしょうか。  
(発言なし)

議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、平成29年8月総会を閉  
会いたします。

会議の顛末を記録しその確認を認めるため捺印する。

佐那河内村農業委員会会長 星山 隆啓

佐那河内村農業委員会委員 山本 光雄

佐那河内村農業委員会委員 日下 正人